

4. 認可基準の具体的な各項目について

平成25年12月26日「子ども・子育て会議(第10回)、子ども・子育て会議
基準検討部会(第11回)合同会議」資料1抜粋

(1) 職員数・資格要件

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設※1, 2)	認可外保育施設
保 従 者	保育士 ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、 保健師又は看護師を1人に限って保 育士としてカウント可	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修を修了した保 育士、保育士と同等以上の知識及 び経験を有すると市町村長が認め る者	保育所と同様 (※除く)	3分の1以上が保育士又は看 護師
職 員 数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	乳幼児(全年齢) 3:1 家庭的保育補助者を置く場 合 5:2	保育所と同様	保育所と同様
備 考	保育所分園も同様	グループ型小規模保育事業 も同様		

※1 事業所内保育については、原則として認可外保育施設の指導監督基準適用を受けるが、雇用保険事業に基づく助成対象施設については、ガイドラインによる上乘せを行っている。

※2 病院内保育施設、介護施設内保育施設は、児童福祉施設の設備及び運営基準を尊重するよう求めている。

<主な検討事項及び対応方針案>

【1. 家庭的保育事業】

[1-1:家庭的保育者に対して求める研修について]

- ◆ 家庭的保育者に対して求める研修について、保育者の質を確保しつつ、必要数の増大に対応する観点から、一定の実務経験を有する者や他の資格を有する者の取扱いなど、当該研修内容や研修実施体制(現行は市町村が実施)について、どう考えていくか。

[現行]

	基礎研修	認定研修	
受講者	すべての家庭的保育者	保育士以外の者(基礎研修に加えて受講)	
		看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1年以上)	家庭的保育経験のない者、家庭的保育経験者(1年未満)
内容	講義等21時間+実習2日間以上	講義等(40時間)+保育実習(I)(48時間)の計88時間	講義等(40時間)+保育実習(I)48時間+保育実習(II)20日間

※研修内容の詳細は参考資料1参照(P72～)

<主なご意見>

- ・家庭的保育者の基礎研修、認定研修は極めて重要であり、更なる専門性の向上のためにも、市町村のみならず、都道府県、養成校において実施していくことが必要ではないか。
- ・基礎研修と認定研修を受ける機会を拡大していくことが必要ではないか。
- ・都道府県、市町村を中心に養成校の協力を得ながら研修体制を作っていくことが必要。また、退職者などを考えると、年1回の研修・実習では足りないことから、都道府県、市町村、ブロック単位などにより、研修機会を増やすべき。
- ・保育従事者及び職員数については、現行制度を踏襲していくことがまずは必要。
- ・研修について、基礎自治体はもとより、養成校との連携を含め、都道府県による強力な支援体制は有効。
- ・市町村の従来の役割を残しつつ、都道府県、養成校の役割を見直していく方向を支持。
- ・市町村が果たしてきた役割を踏まえつつ、都道府県の果たす役割を含めて見直していく方向に賛成。その際の財政支援についても配慮してほしい。
- ・家庭的保育事業の基準について、現行基準をベースとした上で、必要な質改善を行う方向性に賛成。

【対応方針（案）】

- 家庭的保育者に対しては、現行制度と同様に、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。
- 家庭的保育補助者についても、現行制度と同様に、必要な研修を修了した者であることを基本とする。
(市町村認可事業であることから、家庭的保育者・家庭的保育補助者として認めるのは市町村が行う)
- また、家庭的保育者に対して修了を求める研修については、現行の家庭的保育者に対する基礎研修及び認定研修で対応することを基本とする。家庭的保育補助者についても、現行の基礎研修の修了を基本とする。
- その上で、新制度における研修については、現行の研修の内容も踏まえた上で、
 - ・現行の家庭的保育者に対する研修については、市町村単位で行われていることが多いものの、新制度における事業規模等に応じて、より広範囲な研修実施体制の充実が求められること
 - ・研修対象者の数は現在よりも多くなることが想定されること
 - ・更なる専門性の向上を図っていくほか、本事業における業務内容を踏まえた内容とすることが求められること等を勘案し、これまで市町村が果たしてきた役割も踏まえつつ、都道府県や保育士養成施設の果たす役割を含めて見直していくこととする。その際、従来の家庭的保育者等が引き続き保育に従事できるよう、必要に応じて、一定の経過措置を検討する。

[2-3: B型の保育従事者(保育士以外※)、C型の保育従事者について]

- ◆ C型からの移行も念頭に、家庭的保育と類似の研修を求めることとするか。その場合、小規模保育事業の性質を踏まえた研修内容・要件・実施体制をどうするか。
- ◆ 特に安定した保育従事者の確保の観点から実施体制の充実が必要か。
- ◆ C型に関しては、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を踏まえ、同様に、研修を求めることとする方向で良いか。

<主なご意見>

※保育士については研修を求めない。

- ・1/2以上を保育士として残りを家庭的保育者で対応することとしてはどうか。
- ・保育士を基本としつつ、幼稚園教諭や子育て経験者等、様々なバックグラウンドを持つ人が一定の基準に基づく研修を受けて参画する仕組みとすべき。
- ・保育補助者に対しては市町村の研修を行うべき。
- ・家庭的保育の認定研修は厳しく行うべきであり、養成校で行うのが筋ではないか。
- ・研修は家庭的保育に長く従事している人が優先して従事できるよう配慮が必要。
- ・集団保育を踏まえた研修について、単なる従事者としての資格の問題にとどまらず、グループとして共同して保育する研修が必要。
- ・研修は市町村単位では困難。合同などの形で実施できるようにすべき。また、子育て経験者を含めることができないか。
- ・制度は普遍的なものとなることから、市町村単位ではなく都道府県単位で対応すべき。フランスでも保育ママの研修は県で対応。

【対応方針(案)】

➤ B型の保育従事者、C型の保育者(補助者を含む)に対しては、保育の質の確保の観点から、一定の研修を求めるとする。

※制度施行までの間は、B型の保育従事者及びC型の補助者については現行の家庭的保育者、補助者に対する基礎研修、C型の保育者については、現行の家庭的保育者に対する認定研修で対応することとする。

➤ 新制度における研修については、現行の家庭的保育者・補助者に対する研修の内容も踏まえた上で、

- ・小規模保育については、家庭的保育と比較して、より集団的な保育となること、
 - ・研修対象となる保育従事者の数は現在よりも多くなることが想定されること
 - ・現行の家庭的保育者に対する研修については、市町村単位で行われているものの、事業規模等に応じて、より広範囲な研修実施体制の充実が求められること、
- 等を勘案し、見直していくこととする。

【3. 事業所内保育事業】

[事業所内保育事業の保育従事者及び職員数について]

- ◆ 事業所内保育事業の保育従事者及び職員数については、現状の雇用保険事業による助成対象施設の基準を踏まえ、どう考えていくか。
- ◆ 事業所内保育事業については、雇用保険事業による助成対象に当たっては、利用定員の下限が6人と設定されているものの、それ以外に、特段、利用定員に係る規制は設けられていないが、利用定員が19人以下の比較的小規模な施設については、小規模保育事業(A型・B型)を踏まえ、どういった取扱いとするか。

<主なご意見>

- ・事業所内保育事業の認可基準については、安全面に配慮しつつ、現状の運営状況を十分に考慮し、可能な限り弾力的な運用とすべきではないか。特に、現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可されるようにすべきではないか。

【対応方針（案）】

- 新制度における事業所内保育事業については、特段、利用定員の上限・下限が法定されていない。ただし、現行の事業所内保育施設の1施設当たりの平均の入所児童数は19.0人(実態調査)となっているほか、雇用保険事業の助成対象に関わらず、事業所内保育施設全体でみると、1施設当たりの平均入所児童数は14.8名となっている(平成23年度認可外保育施設の現況取りまとめより)ことから、一般的な事業規模としては、小規模保育事業と同程度になることが想定される。
- これを踏まえ、利用定員が19名以下の場合、同じく0～2歳児を対象として少人数の保育を行う事業であり、既存事業等からの移行を見込んでいる小規模保育事業(A型・B型)との整合性を図っていくことを基本とする。
 - ※特に、認可保育所への移行を希望する事業所内保育施設のうち、4割近くの施設から、移行困難な理由として「最低定員(原則60人以上、条件付きで20人以上)を満たすことができない」があげられており、今般、小規模保育事業が認可事業として制度化されることに伴い、整合性があることが望ましいのではないか。(平成21年地域児童福祉事業等調査より)
 - ※5人以下のものについても、同じ基準で対応する。
- また、利用定員が20名以上の場合については、
 - ・認可保育所と同様の事業規模になること
 - ・現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可保育所の職員配置基準を満たすことが求められていることを勘案し、認可保育所と整合性を図っていくことを基本とする。

【4. 居宅訪問型保育事業】

[4-1: 保育従事者について]

- ◆ 現行、居宅訪問型保育事業については、保育従事者の資格要件※に関する基準がないが、職員の質の確保の観点から、どう考えていくか。(職員数については、1:1が基本)
- ◆ 家庭的保育のように、保育士に加えて、研修の修了により、保育士資格を保有しない者も従事することを可能とする仕組みをベースとするか、又は保育士であることを一律に求めることとするか。さらに、研修要件について、どういった内容とすべきか。

※(公益社団法人)全国保育サービス協会等が実施している認定研修はあり※研修内容の詳細は参考資料2参照(P79~)

<主なご意見>

- ・1:1で子どもと向き合う性格上、現在行われているようなベビーシッター資格認定制度と同等の研修体制は必要ではないか。
- ・保育経験者、看護師、幼稚園教諭など多様な人材が質の高い研修を受けることで担い手となるよう、積極的な育成と活用を図るべきではないか。
- ・団体のみではなく、地方自治体から委託を受け、養成校、NPO等も実施できるようにすべきではないか。また、座学については、e-learningも認めるべきではないか。
- ・これまでの研修等に基づく資格認定試験、課程の実績を踏まえ、専門性の確保を進めていくべき。
- ・保育士であって市町村が実施・委託する基礎研修修了者、保育士養成校の所定科目履修者、又は、市町村が指定する資格取得者とすべきではないか。
- ・きめ細かいケアが必要な0・1歳児に焦点を当てた研修や障害児や小児慢性疾患児を対象とする場合には、保育士資格の有無を問わず専門的な研修が必要ではないか。

【対応方針（案）】

- 居宅訪問型保育事業に従事する保育者としては、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本とする。
- また、居宅訪問型保育事業の保育従事者に対して修了を求める研修については、現行の全国保育サービス協会が実施している認定研修の内容等も踏まえ、事業の位置付け((6)③参照)等によって求められる専門性を習得するのに必要な内容について、検討していくことを基本とする。
- なお、研修の体制については、家庭的保育事業等と同様に、都道府県、市町村、団体、養成施設等の果たす役割について検討していくこととする。

3. 各事業類型の基準について

平成25年12月26日「子ども・子育て会議(第10回)、子ども・子育て会議
基準検討部会(第11回)合同会議」資料2-3抜粋

(1)一般型

平成24年度において約8割の施設が1日平均利用児童数が3名未満であり、大部分が小規模な事業実施施設となっている。また、各自治体、事業者から保育士2名配置が困難との指摘が多いことから、現行の実施基準の見直しを行い、事業の普及を図る。

※(3)の幼稚園型と合わせて行う園児以外の子どもの預かりは、幼稚園型により対応することを想定。

○人員配置基準

<論点>

論点①:安全性の観点から保育従事者の数は2人を下回ることはできないこととするが、保育所等や子育て支援事業実施施設と一体的に事業を実施し、本体施設の職員(保育従事者とする。)の支援を受けられる場合には、1人とすることができるようにしてはどうか。また、その場合において、直接処遇職員は保育士としてはどうか。

論点②:保育所併設型以外での事業実施の普及も必要であることから、保育従事者の資格要件については、保育士を原則とするが、2分の1以上を保育士とし、保育士以外は子育ての知識と経験及び熱意を有し、一定の研修(家庭的保育者の基礎研修程度)を受けた者としてすることができるようにしてはどうか。その上で、保育士比率によって、補助金上、段階的に対応することとしてはどうか。

論点③:地域密着Ⅱ型は一般型へ移行する形としてはどうか。

<主なご意見>

- ・3歳以上児について、幼稚園型と同様、幼稚園教諭も対応可能としてはどうか。
- ・子育て家庭により身近な事業とするため、現行の地域密着型での取り組みを推進すべき。そのため、子育て経験豊かな者なども、研修受講により配置基準に含めることが必要。
- ・非定期利用が多いことから、1, 2歳児で保育所同様に6:1の配置基準では難しく、充実させる方向で考えていただきたい。
- ・保育所等と一体的に実施する場合に支援を受けられることを前提に1人での対応を認めることについて、施設規模や利用状況等を踏まえた検討が必要。

- ・保育として位置づけるべきであり、人員配置も保育士を基本とすべき。
- ・保育従事者の要件については、保育士を核として、一定の研修を受けた保育補助者が共に担うことが望ましい。
- ・保育士資格よりも従事者数が重要。

【対応方針(案)】

現行制度		見直し(案)	
	児童:保育士		児童:保育従事者
0歳児	3:1	0歳児	3:1
1・2歳児	6:1	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	3歳児	20:1
4歳以上児	30:1	4歳以上児	30:1
<p>※当該保育士の数は2人を下回ることはできない。</p> <p>※地域密着Ⅱ型については、保育について経験豊富な保育士1人以上、市町村が実施する研修を受講・修了した者1人以上。</p>		<p>※当該保育従事者の数は2人を下回ることはできない。ただし、保育所等や子育て支援事業実施施設と一体的に事業を実施し、本体施設の職員(保育従事者とする。)の支援を受けられる場合には、当該事業の担当職員を1人とすることができることとする。なお、その場合において、直接処遇職員は保育士とする。^①</p> <p>※保育従事者の資格要件については、保育士を原則とするが、<u>2分の1以上を保育士とし、保育士以外は子育ての知識と経験及び熱意を有し、一定の研修(家庭的保育者の基礎研修程度)を受けた者としてすることができることとする。</u>^②</p> <p>※1日当たり平均利用児童数3人以下の施設においては、家庭的保育者と同等の研修を受けた者を保育士とみなすことができる。</p>	

※ 地域密着Ⅱ型については、保育従事者(保育士又は家庭的保育者の基礎研修程度を受講した者)による対応への移行を前提に、経過措置として当分の間は引き続き既に市町村が実施した研修を受講・修了した者によっても事業実施を可能とする。^②

(5)訪問型

地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童についての訪問事業を創設することにより、過疎地域や障害児等に対応できる体制を充実させる。

<実施基準>

地域型保育給付の居宅訪問型保育の実施基準に準じ、当該事業についても検討する。

<論点>

論点①:他の類型と比較すると事業費が高額となることから、別類型を利用できるにもかかわらず訪問型を利用する場合には、利用者負担で差を設ける、又は利用回数の制限等をしてはどうか。

論点②:日々の利用が見込まれる事業ではないため、担当職員の兼務等、柔軟な取扱いができることとしてはどうか。

論点③:障害児を担当する場合には、職員に一定の研修受講を必須としてはどうか。

<主なご意見>

・対象者を学童まで含めていただきたい。

※児童福祉法上、乳児又は幼児が対象となっている。

【対応方針(案)】

- ・ 居宅訪問型保育の実施基準、研修、対象児童等に準じて検討する。
- ・ 職員の兼務等について、柔軟な取扱いができるよう検討する。